

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		狂犬病予防				所管	健康部 生活衛生課	
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名		事業の開始・終了年度	
	長期総合計画体系	[基本目標]						
		[小 柱]					[事業開始] 昭和 5 0 年度	
		[施 策]					[終了予定] - 年度	
	根拠法令等	法令(義務)		[法令等名]	狂犬病予防法			
	事業対象	犬の飼い主及び一般区民						
	事業目的	狂犬病及び動物由来感染症の発生を予防し、その蔓延を防止するとともに、犬等が人に危害を及ぼすことを防止する。						
	事業内容	(1) 飼い犬の登録・鑑札の交付及び登録手数料の徴収 (2) 狂犬病予防注射済票の交付及び注射済票交付手数料の徴収 (3) 集合注射の実施(4月・区立公園等)及び未注射犬への督促指導の実施(7月) (4) 咬傷犬の措置及び違反犬への注意・指導 (5) 動物由来感染症の防止対策						
委託の有無	なし	委託内容						
補助金の有無	なし							
事務事業の実績	種 別	指標の名称 (単位)		目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度	
	活動指標	登録犬頭数 頭		7,000	6,455	6,594	6,885	
	成果指標	登録犬に対する狂犬病予防注射接種率 (%)		70.0	76.4	76.6	74.3	
	決算額 (単位：千円)				958	898	915	
	事務事業コスト (単位：千円)	人にかかるコスト(人件費など)			6,089	5,831	6,391	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			958	898	916	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			0	0	0	
		総経費			7,047	6,729	7,307	
財源項目 (単位：千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			4,656	4,631	4,531		
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0		
	一般財源(区負担額)			2,391	2,098	2,776		
前年度から改善した事項		犬の登録数の増加や注射接種率の向上に向けて、動物病院やペット関連施設で普及啓発チラシを配布してもらうよう、獣医師会や動物愛護推進員に協力を依頼した。また、ペット飼養可マンションの管理会社にチラシを配布し、普及啓発を依頼した。						
評価の視点		評価	評価の理由					
	必要性	3	法令に基づく事務であり、海外では依然として狂犬病が発生しているため必要性は高い。					
	効率性	3	区民の利便性を考慮し、公園等での集合注射を実施している。また、区内の動物病院に、犬の鑑札・注射済票の交付を依頼しており、登録数及び注射接種率の向上を図っている。					
	手段の適切性	3	区では4月を「狂犬病予防強化月間」として、各公園で集合注射を行うほか、獣医師会病院でも公園と同一料金で注射が打てるように協定している。法律では4月～6月までが予防注射期間であるため、6月までに注射をしなかった飼い主には7月に督促指導を行い、予防注射の徹底に努めている。					
	目的達成度	4	WHOのガイドラインにおいて、狂犬病発生時に感染拡大を阻止するためには、狂犬病予防注射率70%以上を確保する必要があるが、当区は毎年その数値を達成している。					
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了	
犬の狂犬病は昭和32年以降国内での発生はないが、今でも世界で毎年3～5万人が死亡している。特にアジア地域で多く発生しており、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在する。当区でも犬の登録数は年々増加しており、国内での狂犬病発生時に感染拡大を防止するために、引き続き高い注射接種率を保持していく必要がある。								